

## 一般社団法人石川県バスケットボール協会 役員登録料に関する規程

基本規程第36条による役員登録料については、以下の通り定める

- (1) 役員、名誉役員及び諮問役員は、賛助会員に入会することとし、その会費をもって役員登録料とする。
- (2) 賛助会員の会費に関する規程(2)、(3)は、役員登録料に準用する。

### 附 則

この規程は、令和元年9月19日から施行する。